

2010年2月8日

法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会決定に対するコメント

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会は、本日、凶悪犯罪について公訴時効を廃止・延長するとともに、過去に起きた犯罪についても遡って適用されるという部会決定をした。

これは、犯罪被害者の多年にわたる悲願であり、心から歓迎するものである。この決定が、法制審議会総会で承認され、一日も早い法制度の整備がなされることを期待する。

なお、重篤な障害を伴う犯罪についても、公訴時効の廃止・延長の対象とするよう要望していたところ、それが容れられなかったことは残念であるが、今後再び検討していただけるようお願い申し上げたい。

以上